

はじめに

平成 23 年 8 月、障害者権利条約の締結に先立ち障害者基本法が改正されるなど、国内法令の整備が進められてきました。

また、平成 28 年 6 月の「児童福祉法」の改正により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画の策定が義務付けられるなど、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされました。

このように、社会全体が共生社会の実現に向けて大きく変化する中、本市におきましても「第 5 期障害福祉計画」及び「第 1 期障害児福祉計画」の策定にあたって、こうした障害者(児)を取り巻く環境の変化に対応するため、利用者やその家族、事業者等へのアンケートやヒアリング調査を実施し、計画の実施状況の確認、地域の実情等を踏まえて検討を重ねてまいりました。

本計画では「障害のある人が、その生涯にわたって個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくり」を基本理念とした障害者基本計画と調和を保ちながら、障害福祉サービスの見込み量及びその確保のための方策を定め、その充実に努めるとともに、障害をお持ちの方もお持ちでない方も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける共生社会の実現を目指してまいります。

むすびに、素案策定にご尽力いただきました西東京市地域自立支援協議会及び同計画策定部会の委員の皆様をはじめ、策定過程において貴重なご意見を賜りました多くの市民の方々並びに関係機関、事業所・団体等の皆様に心より深謝いたします。

平成 30 年 3 月

西東京市長

丸山 浩一



